

新潟市スポーツ団体への新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、スポーツの振興と活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として消耗品の購入等を実施する事業（以下「補助事業」という。）を行う団体を対象に交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、団体とは、公益財団法人新潟市スポーツ協会加盟の競技団体という。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までに、団体が支払うもののうち、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一の補助対象経費に対する支援を受けようとする、あるいは受けた場合は、当該支援の額を差し引いたものを補助対象経費とする。

- (1) 感染防止対策に係る物品の購入費
- (2) 感染防止対策に係る物品のレンタル料
- (3) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第4条 1団体につき補助金額100,000円の範囲内で市長が決定する。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前2条の規定により、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付は、1団体につき1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、令和4年2月28日までに、別記様式第1号による交付申請書兼実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、別記様式第2号による交付決定通知書兼確定通知書により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付しない決定をしたときは、別記様式第3号による不交付決定通知書により、申請団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助事業により取得した財産は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理すること。

(2) 補助事業により取得した財産は、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業団体が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合

(2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合

(3) その他関係法令、規則及び当該要綱の規定に違反した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、別記様式第4号による交付決定取消通知書を補助事業団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業団体に対し、別記様式第5号による返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が

交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年12月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第7条により補助金の交付決定を受けた団体に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。